

新宿区教育委員会会議録

平成27年第9回臨時会

平成27年9月29日

新宿区教育委員会

平成27年第9回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成27年9月29日(火)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 4時25分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	羽 原 清 雅	委員長職務代理者	松 尾 厚
委 員	菊 池 俊 之	委 員	古 笛 恵 子
教 育 長	酒 井 敏 男		

欠席者

委 員 今 野 雅 裕

説明のため出席した者の職氏名

次 長	中 澤 良 行	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
教育支援課長	遠 山 竜 多	学校運営課長	山 本 誠 一
統括指導主事	小 林 力	統括指導主事	篠 塚 幸 次
統括指導主事	早 川 隆 之	文化観光課長	橋 本 隆

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

議事日程

選 挙

- 日程第1 新宿区教育委員会委員長の選挙について
- 日程第2 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について

議 案

- 日程第3 第39号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第4 第40号議案 新宿区立図書館基本方針（改定）（素案）について
- 日程第5 第41号議案 第四次 新宿区子ども読書活動推進計画 平成28（2016）年度～平成31（2019）年度（素案）について

報 告

- 1 新宿歴史博物館の臨時休館について（文化観光課）
- 2 その他

◎ 開 会

○羽原委員長 ただいまから、平成27年新宿区教育委員会第9回臨時会を開会いたします。

本日の会議には、今野委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、菊池委員によりしく願います。

○菊池委員 了解しました。

○羽原委員長 なお、本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により補助執行している事務についての説明、報告を受けるため、地域文化部文化観光課長が出席いたします。

本日の会議は、日程第1、日程第2の選挙を執行し、事務局から報告1の報告を受けた後に、議案の審議をするという順序で進行させていただきます。

◎ 教育委員会委員長の選挙について

○羽原委員長 それでは、選挙を行います。

「日程第1 新宿区教育委員会委員長の選挙について」、事務局から説明をお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「日程第1 新宿区教育委員会委員長の選挙について」御説明いたします。

教育委員会委員長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において1年と定められております。

羽原委員長におかれましては、昨年10月2日に委員長に就任されましたので、委員長の任期は本年10月1日までになります。そのため、10月2日以降の委員長を選挙するものでございます。

教育委員会の委員長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育長に任命された委員を除く委員のうちから委員長を選挙しなければならないと規定されておりますので、教育長以外の委員の中から選挙していただきます。

新たに選任される委員長の任期は、平成27年10月2日から1年間となります。ただし、委員長の任期中であっても、新たな教育長が就任する場合は、新制度が適用され、新たな教育長が就任する日までとなります。

選挙の方法ですが、新宿区教育委員会会議規則第6条の規定により、単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができます。単記無記名投票の方法を用いる場合においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選者といたします。

また、指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選者と定めるべきかどうかを会議に図り、被指名人を除いた出席委員全員の同意があった者をもって当選者といたします。

以上でございます。

○羽原委員長 それでは、委員長の選挙を行います。

なお、選挙を行うに当たり、本日御欠席の今野委員から、本日の選挙については、お任せいただく旨の文書をいただいております。これをお返ししますのでごらんください。

選挙方法は、単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は指名推選をもって投票にかえることができます。

まず、選挙方法についてお諮りいたします。

御発議のある方はどうぞ。

○菊池委員 選挙は指名推選で行うことを提案いたします。

○羽原委員長 ただいま、菊池委員より指名推選の御提案がありました。指名推選により行うということよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 異議なしと認め、委員長の選挙は指名推選により行います。

指名推選について御発言のある方はどうぞ。

○菊池委員 委員長に松尾委員を推薦いたします。

○羽原委員長 ただいま、松尾委員が指名推選されました。

ほかに御発言のある方はどうぞ。

[ありませんの発言]

○羽原委員長 それでは、被指名人を当選者と定めるかどうかを諮ります。

指名推選のとおり松尾委員を委員長に決定することに同意される方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○羽原委員長 それでは、被指名人を除き、出席委員全員の同意がありましたので、「日程第

1 新宿区教育委員会委員長の選挙について」は、松尾委員で決定いたしました。

○松尾委員 よろしく願いいたします。

◎ 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について

○羽原委員長 次に、「日程第2 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定」を行います。

委員長職務代理者の指定について、事務局から御説明をお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「日程第2 教育委員会委員長の職務代理者の指定」でございます。

新宿区教育委員会会議規則第7条第2項の規定より、10月2日以降の職務代理者を新たに指定していただくものです。職務代理者の任期は1年です。

指定方法は、委員長選挙と同様に単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は指名推選をもって投票にかえることができます。

説明は以上でございます。

○羽原委員長 それでは、委員長職務代理者の指定を行います。

指定方法は、単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は指名推選をもって投票にかえることができます。

まず、指定方法についてお諮りいたします。

御発議のある方はどうぞ。

○古笛委員 指定は指名推選で行うことを提案いたします。

○羽原委員長 ただいま、古笛委員より指名推選の提案がありました。指名推選により行うということよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 異議なしと認め、委員長職務代理者の指定は指名推選により行います。

指名推選について御発言のある方はどうぞ。

○古笛委員 今野委員を推薦いたします。

○羽原委員長 ただいま、今野委員が指名推選されました。

ほかに御発言がありましたらどうぞ。

[ありませんの発言]

○羽原委員長 では、被指名人を当選者と定めるかどうかをお諮りします。

指名推選のとおり今野委員を委員長職務代理者に決定することに同意される方は挙手をお

願いたします。

[賛成者挙手]

- 羽原委員長 それでは、被指名人を除き、出席委員全員の同意がありましたので、「日程第2 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について」は、今野委員で決定いたしました。以上で、本日の選挙は終了いたしました。

◆ 報告 1 新宿歴史博物館の臨時休館について

- 羽原委員長 それでは、次に、事務局から報告1の説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

- 文化観光課長 文化観光課長でございます。それでは、お手元に資料を配付させていただいております新宿歴史博物館の臨時休館について御説明をさせていただきます。

このたび、新宿歴史博物館につきまして、特定天井等改修工事を実施するため臨時休館するため、御報告をさせていただきます。

それでは、資料を御説明いたします。

1番、特定天井等改修工事等実施期間でございます。

本年、平成27年12月7日から、来年の平成28年3月5日までの期間でございます。

なお、年末年始は工事を行いません。

2番、工事等に伴う臨時休館の期間でございます。

平成27年11月30日から、平成28年3月25日まででございます。

3の、工事の理由でございます。

平成23年3月11日に、東日本大震災が発生しました。この震災により、体育館、あるいは劇場、商業施設、それから博物館などの大規模空間を有する建築物のうち、比較的新しい建築物なども含めて、天井が落下する被害が生じた状況でございます。このような被害の状況を踏まえ、国土交通省は、天井の落下防止対策に係る基準を新たに定めるため、建築基準法施工令の一部改正など行い、平成26年4月1日より施行しているものでございます。

今回の施工令の改正は、既存建築物の特定天井を技術基準に適合するように改修することを義務づけるものではございませんが、新宿区としましては、特定天井等の安全確保の観点から改修工事を実施するものでございます。

なお、この場合の特定天井でございますが、幾つか条件がございます。例えば居室、廊下、人が日常出入りする場所に設けられるもの、あるいは高さが6メートルを超える天井の部分

でその総面積が200平米を超えるもの等でございます。今回の歴史博物館地下1階の常設展示室がこれらの条件に合致する特定天井ということで、今回改修工事を行います。

4番の、工事の概要でございます。

特定天井、ここの地下1階の常設展示室の特定天井を全て撤去いたします。その上で、特定天井に現在取り付けられている照明設備等の改修工事もあわせて行うものでございます。

なお、資料の2枚目に写真と図面を添付してございますので、こちらを御参照いただければと思います。上の写真がちょうど特定天井の中と本来の構造天井のところの空間から地下の展示室をのぞいたところになります。

下側の写真が、展示室からこの特定天井を見上げたところでございます。

ちょうど図面真ん中が、格子状になっておりますが、ここが今回の常設展示室でございます。こちらの金属の銅線の編み目、これが特定天井に当たりますが、今回の工事により、この網を全て撤去いたします。

次に5番の、本工事に伴う臨時休館の周知方法についてでございます。

今後、「広報しんじゅく」、10月25日号、それから区のホームページ、並びに指定管理者新宿未来創造財団の広報紙「oh!レガス」、並びに同財団ホームページ等で御利用者の方々に周知する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○羽原委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○松尾委員 質問ですけれども、この休館実施の間に、何か歴史博物館で実施が予定されていた事業等はあったのでしょうか。

○文化観光課長 この休館期間中は、現在のところ、収蔵庫の整理ですとか、あるいは2階の講堂の設備の修繕、それから所蔵資料の殺菌等をするための燻蒸作業等を予定してございます。休館につきましては、年度当初より検討しておりまして、企画展示等はこの間では実施の予定はございません。それから、館内の事業についてですが、この間、館内事業全て休館ということになるため、御利用者の方々に、御迷惑をおかけするかと思いますので、この間は、例えば新宿駅の東口でございます中村屋美術館サロンの御協力を得まして、そちらで共同企画展を開催します。それから歴史文化探訪といたしましてまち歩き事業、そのほか損保ジャパン美術館などでの対話美術教室ですとか、小・中学校での出前講座などにつきましては、館外事業として引き続き展開をしていきたいと考えております。

○松尾委員 わかりました。ありがとうございます。

○羽原委員長 いかがですか。

[発言する者なし]

○羽原委員長 ほかに御質問がなければ、報告1の質疑を終わります。

◎ 第39号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第40号議案 新宿区立図書館基本方針（改定）（素案）について

◎ 第41号議案 第四次 新宿区子ども読書活動推進計画 平成28（2016）年度～平成31（2019）年度（素案）について

○羽原委員長 続いて、議事に入ります。

「日程第3 第39号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第4 第40号議案 新宿区立図書館基本方針（改定）（素案）について」、「日程第5 第41号議案 第四次 新宿区子ども読書活動推進計画 平成28（2016）年度～平成31（2019）年度（素案）について」を議題とします。

それでは、第39号議案から第41号議案までの説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、39号議案から41号議案まで一括して御説明いたします。

まず39号議案でございます。

第9回教育委員会臨時会議案概要をごらんください。教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う新宿区個人情報保護条例の改正を受けまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容については、大きく3点ございます。1点目が、新たに特定個人情報、これはいわゆる12桁のマイナンバーに係る情報でございます。その保護、開示等を行うこととなったため、様式について特定個人情報に係る記入項目を加えるものでございます。

また、2点目に、本人の委任による代理人も個人情報の開示請求等を行えることとなったため、その場合における手続及び当該手続を用いた書類の様式を定めるものでございます。

3点目は、条例の改正に伴う規定の整備、用語の整理等でございます。

経過措置につきましては、改正前の規則の規定により作成した用紙で残存するものについては、必要な修正を加えた上で使用できるとしたものでございます。施行期日は平成27年10

月5日でございます。

法律改正を受け、新宿区個人情報保護条例は、本年6月の第2回区議会定例会で改正されています。それを受けまして、区長部局と同様の規則改正を行い、規定を整備するといったものでございます。

それでは、第39号議案の規則の新旧対照表をごらんください。

まず第6条でございます。目的外利用の記録等でございます。こちらは条例第32条の5第3項において準用する場合を含むという、下線の部分でございますが、これは条例で規定している特定個人情報を準用する規定整備です。

また、第7条の下線部になりますが、外部提供の記録等の記載でございます。こちらも第6条と同様に条例で規定している特定個人情報を準用する規定整備でございます。

それから、第12条、開示請求等の手続でございます。第4項の下線部では、本人の委任による代理人が追加となっております。開示請求の手続ということで、当該各号に定める書類を提示し、または提出しなければならないとして提出物を規定しています。(1)の下線部につきましては、現行と同じ内容の書類でございます。(2)が、新たに加わったもので、本人の委任による代理人ということで、委任状第14号様式、これは新規の様式でございますが、こちらの提出が必要となるものでございます。

それから、第13条、代理人による開示請求等に関する確認書でございます。本人に対し、代理人による開示請求等に関する確認書を教育委員会が指定する期限までに提出を求めるものでございます。(1)については、現行と同様の内容となっております。(2)については、先ほどと同様、本人の委任による代理人ということで、本人にかわって開示請求を行うときに確認書の提出を求めるものでございます。

次に、第14条、開示請求等に対する決定及び措置でございます。第6項、当該開示請求等を却下する際、その旨を当該本人及び当該代理人に対し、代理人による開示請求等却下通知書により通知するものとするため、却下の規定を追加しております。こちらにあわせ第22号様式を新たに加えるものでございます。

次に、様式の改正でございます。様式の改正についても、新旧対象表をごらんいただければと思います。

まず、改正案の第1号様式の保有個人情報の項目に、特定個人情報の有無の記載、それから「有」の場合には、具体的な項目を記載することとなっております。

それから、個人情報の収集の方法として、特定個人情報以外の情報と特定個人情報それぞ

れの収集の方法を記載しているところがございます。

その他、同内容の様式改正につきましては、御説明を割愛させていただき、新たに定める様式について御説明したいと思います。

まず、第14号様式ですが、こちらは委任状で代理人による開示請求の場合に使用する様式でございます。

次に第22号様式をごらんください。代理人による開示請求の却下通知でございます。

続いて、第39号議案の提案理由でございます。

新宿区個人情報保護条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

次に、第40号議案を御説明いたします。

40号議案 新宿区立図書館基本方針（改定）（素案）についてでございます。

基本方針（素案）をごらんください。

1枚おめくりいただきますと、裏面に「はじめに」がございます。現在は空欄になっていますが、こちらは、素案の段階ですので、このような表記にしております。3月の時点で、最終的に確定する際にはこの部分に記載しまして、改めてお諮りいたします。

次に、目次をごらんください。1として、基本方針の改定にあたって、2として、改定基本方針、それから資料遍という構成内容となっております。

1 ページをごらんください。

1、基本方針の改定にあたってでございます。

(1) 改定の主旨でございます。教育委員会は平成20年に区立図書館の基本方針を策定しました。しかし、その後、図書館法の改正、また図書館の設置及び運営の望ましい基準の改正、図書館をめぐる動向の変化、また博物館や美術館などの関係機関との連携の必要性、またボランティア、NPOとの協働も重視されてきているといったところ。さらに、20年に確定した現行基本方針から7年が経過しているといったところから、今回現行の基本方針を改定することとしました。なお、改定する基本方針につきましては、平成22年に作成した新中央図書館等基本計画、また平成28年度から実施予定の第四次新宿子ども読書活動推進計画との整合性を図り、平成28年度を初年度として、おおむね10年を展望した形で見直しをするものです。

4 ページをごらんください。改定の基本方針でございます。

まず、使命ということで、区民にやさしい知の拠点、さまざまな課題について、自ら考え、

他者と協働して解決する区民を支援すること、わかりやすい情報提供をすることなど、区立図書館は、全ての人々にやさしい地の拠点であることを記載しております。その後、方針ⅠからⅥまでございます。Ⅰとして区民に伝える図書館、多様な資料や情報を収集し、充実して、区民にわかりやすい情報を提供していく。Ⅱとして、区民を支える図書館、区民の生活に即したさまざまな相談や解決につながる情報提供をめざす。Ⅲとして、区民が集う図書館、新宿に住み、働き、学び、活動する多様な人々の情報交換や交流を支援する。それからⅣとして、子どもの成長を応援する図書館、子どもの健やかな成長を応援し、子どもの読書環境の充実と活動を支援。それからⅤとして、ICTの利活用の推進、図書館情報システムの充実とICTのさらなる活用。それからⅥとして図書館環境の整備、新中央図書館等の建設や地域図書館を整備といったところでございます。

5ページについては、そのイメージ図となっております。6ページに(2)の改定基本方針の取り組みということで、若干項目が多くなっておりますので、項目のみ御紹介とさせていただきますと思います。方針ごとにそれぞれ事業項目が載っております。

まず1、区民に伝える図書館ということで、資料の充実、それから概要、取り組みについてはごらんいただければと思います。2としては、地域資料の充実、3として、電子資料等の活用、それから7ページ、行政資料の充実、他自治体等との連携をうたって事業を展開してございます。

また、方針Ⅱ、区民を支える図書館では、6、区民の課題解決支援、7、利用者にわかりやすく役立つサービスの提供、それから外国人・障害者・高齢者に対する支援、それから8ページに、区内で活動するさまざまな人々、団体、企業等の活動支援、それから博物館、大学等との連携、それから行政支援でございます。

それから、方針Ⅲの、区民が集う図書館では、魅力あるイベントの実施、13の多様な学習機会の提供、14、情報の生産・発信・交流の支援、15、区民との協働でございます。

それから、方針Ⅳは、子どもの成長を応援する図書館でございますが、16として、「新宿区子ども読書活動推進計画」、読書環境の充実、読書活動への支援、区立図書館の利用促進、学校等との連携、絵本でふれあう子育て支援となっております。

それから、10ページにまいりまして、方針Ⅴ、ICTの利活用の推進でございます。図書館情報システムの充実、ホームページの充実、ICTのさらなる活用となっております。

それから、方針Ⅵ、図書館環境の整備でございます。中央図書館建設と地域図書館の整備、身近な場所の読書環境の整備でございます。11ページの27、運営体制の充実、利用満足度

の高い図書館運営、人材の育成・活用、利用者の快適な環境づくりといった、詳細については割愛いたしますが、そのような項目のもとに取り組みをしていくといったものでございます。

12ページ、この方針の実現に向けてということで、それぞれのサービス計画の位置づけ等を御説明いたします。

区立図書館ごとにサービス計画を定めまして、重点的な取り組みや達成状況を明らかにしていきます。サービス計画は、今後単年度ごとの実行計画のローリングですとか、予算編成と整合させながら、毎年作成、配布をするとともに、ホームページで公表してまいります。

また、中央図書館、こども図書館については、区立図書館全体の統括、事業計画としていくものでございます。

また、地域図書館については、指定管理者との協定で定めております地域に密着した図書館サービス、利用の拡大と満足度の向上、レファレンスサービスのさらなる充実といったところを取り入れた事業計画としていくものでございます。

13ページから16ページは、現行基本方針との関係を記載してございますので御参照いただければと思います。

また17ページ、18ページは、現行基本方針と新中央図書館等基本計画との関係性となっておりますので、御参照いただければと思います。

資料遍については、説明を割愛させていただきます。

第40号議案の提案理由でございます。

新宿区立図書館基本方針の改定に向け、素案を策定する必要があるためでございます。

こちらの素案は、決定後にパブリック・コメントを実施していきたいと考えておりますので、こちらをあわせて御説明をいたします。

資料の最後をごらんいただけますでしょうか。

基本方針の最後のページにパブリック・コメントとあるものでございます。皆様の御意見をお聞かせくださいといった1枚の資料があるかと思います。

こちら、意見等を提出できる方は、新宿区内に在住・在勤・在学の方になります。

また、提出期間は、27年10月25日から11月25日の1カ月間で、必着でございます。

提出方法は、郵送・ファクス・窓口持参のいずれかでございます。提出先は、ごらんのとおりでございます。

このパブリック・コメントを踏まえまして、最終的に平成28年3月に確定していきたいと

考えているところでございます。

次に、第41号議案の御説明をいたします。

第41号議案 第四次 新宿子ども読書活動推進計画 平成28（2016）年度～平成31（2019）年度（素案）でございます。

はじめに、目次をごらんください。

第1章 計画策定の背景、第2章 第四次新宿区子ども読書活動推進計画の基本方針、第3章、読書活動推進のための具体的な取組み、それから資料遍という構成になってございます。

1ページをごらんください。第1章、計画策定の背景でございます。

子どもの読書活動の意義ということで、中段になります。こちら平成16年3月に第一次計画、それから平成20年3月に第二次計画、平成24年3月に第三次計画と進めてきたところでございます。この第四次計画につきましても、第一次計画から考えている、新宿区の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことを目指すもので、読書環境の充実や読書活動の支援を推進するものでございます。

次に6ページをごらんください。

第三次計画の進捗状況でございます。第三次の新宿区子ども読書活動推進計画数値目標の達成状況ということで、表が載っております。6ページ、1の区立図書館の子ども延べ利用人数の増加ということで、対象小学生以下、中学生、合計ということで、平成24年1月末の策定時の基準から順次1月末それぞれ平成25年、平成26年、平成27年と進捗がございまして、平成28年1月末の目標数値を記載しているところでございます。

また、7ページについては、区立図書館における団体貸出冊数の増加についてでございます。こちらも同様に、平成24年から平成28年の目標ということで、こちらについては、目標を既に達成しているといった状況でございます。

それから、8ページになりますけれども、3の区立小・中学校児童・生徒の不読者率の減少ということで、小学校、中学校、それぞれ平成24年の数値から平成28年の目標値を平成27年1月末の段階で達成しているといったものでございます。

それから、9ページ、1カ月間に、学校図書館で本を読んだり借りたりした児童・生徒の割合の増加といったところでございます。対象は小学校、中学校とそれぞれなっております。

また、10ページにまいりまして、読書が好きな児童・生徒の割合の増加で、こちら、そ

それぞれ前期の目標に向けての進捗状況となっているところでございます。

それから、11ページにまいりまして、第2章 第四次計画の基本方針ということで、①計画の性格ということで、こちら法律に基づいて子ども読書活動分野における総合的な計画という性格を持っています。

②の計画の視点・目標については、3つの視点がございます、①家庭・地域ぐるみの読書環境・読書活動の充実、②区立図書館、子育て関係施設の読書環境・読書活動の充実、③学校における読書環境・読書活動の充実といったものでございます。

12ページにまいりまして、第四次計画についても同様に5つの数値目標ということで、それぞれ①から⑤まで目標を掲げかけてございますので、現状と目標といったものでございただけだと思います。

それから、13ページにまいりまして、計画の期間は、平成28年度から平成31年度までの4年間となります。それから計画の対象ですが、0歳からおおむね18歳までの子どもを対象としてございます。

それから、⑤の子どもの読書活動推進のための役割ということで、5つにその役割を分けてございます。(1)家庭・地域、(2)子ども図書館・地域図書館、それから14ページにまいりまして、(3)区立学校、(4)幼稚園・保育園・子ども園、(5)子ども総合センター等・保健センター・男女共同参画推進センター、それぞれの役割を定めてございます。

次に15ページとなりますが、第3章につきましては、具体的な取組みといったところで、新たに展開する取組みとして、(1)から(6)まで記載してございます。

それから、16ページにつきましては、それぞれの主な取組みを年齢別に、それぞれ乳幼児期、小学生、中学生という形で示しているものでございます。

それから、18ページは、施策体系でございます。

それから、19ページ、子どもの読書活動の推進ということで具体的な取組みになりますが、大変事業が多くなっておりますので、こちらは簡単な御説明とさせていただきます。まず(1)、家庭・地域から、先ほどの役割の(5)の部分までの役割に分けて、それぞれ事業を記載して掲載してございます。掲載方法については、例えば、表の1、子どもの読書活動の普及啓発ということで、項目が載ってございます。また、該当する所管課、内容、現況、それから期間中の目標といったものが記載してございます。それと継続と書いてございますが、こちらについては、例えば新規事業であれば新規、拡充していく事業は拡大、手段、改善といった記載がそれぞれ事業ごとに掲載しているものでございます。

役割の家庭・地域については、19ページから22ページまでございます。事業が多くなっているため割愛させていただきますが、23ページからは、子ども図書館・地域図書館ということで30ページまで載ってございます。

それから、31ページから34ページまでは区立学校での事業でございます。

それから、35ページ、36ページは、幼稚園・保育園・子ども園。

それから、37ページ、38ページでは子ども総合センター等・保健センター・男女共同参画推進センターの事業をそれぞれ掲載しているものでございます。

39ページからは、資料編でございまして、資料1から資料10までとなっております。

それでは、41号議案の提案理由でございます。

第四次新宿区子ども読書活動推進計画の策定に向け、素案を策定する必要があるためでございます。

こちら、決定後にパブリック・コメントを実施していきたいと考えておりますので、あわせてパブリック・コメント御説明をいたします。最終のページをごらんいただければと思います。

皆様の御意見をお聞かせくださいということで、第40号議案の基本方針(改定)(素案)と同じ内容と、それぞれ意見等提出期間等になっているところでございます。提出先は、子ども図書館でございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○羽原委員長 説明が終わりました。

第39号議案について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○菊池委員 余り大した質問ではないのですが、この新旧対象表の様式は実際に使用するものでよろしいのでしょうか。

○教育調整課長 こちらは実際に使用する様式になってございます。

○菊池委員 第1号様式でもいいのですが、保有個人情報の項目というところに、新たに、1、特定個人情報の部分、2、特定個人情報「有」の場合はその具体的な項目という記載があります。空欄に書きなさいという意味だと思いますが、すごく下に書いてありますし、書くスペースも足りないように見えます。素朴な疑問ですけども。

○教育調整課長 空欄の部分には、この事業で使用する個人情報の項目を全て記載いたします。その中に、特定個人情報が含まれる場合には、2の斜線の下にその項目を記載し、記録いたします。実際に使用する場合はデータで管理しますので、空欄部分についてその都度調整を

させていただきます。

○菊池委員 わかりました。

○羽原委員長 初歩的な質問で恐縮ですが、特定個人情報というのは、どういうものですか。

○教育調整課長 いわゆるマイナンバー法の法律のもとに、個人に割り振られる12桁の番号、いわゆるマイナンバーでございます。今後、御本人に、10月5日以降、通知されるものでございます。

○羽原委員長 マイナンバーだけを特定個人情報というのですか。

○教育調整課長 マイナンバーに付随して活用される情報は特定個人情報になります。ですので、マイナンバーの12桁の番号だけではなくて、それに付随して使われる氏名ですとか、住所などが、マイナンバーと付随して使われる場合、それが特定個人情報となります。

○羽原委員長 従来で言えば、住所、氏名、生年月日、性別などが行政の管理する個人情報でしたよね。

どういった具体的な項目がここに掲載されるのか、例えばということで、具体例を御説明いただけますか。

○教育調整課長 例えば、就学援助事務などにつきましては、個人から申請書が提出され、住所ですとか、保護者の名前ですとか、口座番号といったものが記載されてございます。これらの情報がマイナンバーとともに個票として管理されるような場合は、それは特定個人情報になります。

○羽原委員長 様式の改正自体に異論があるわけではないですが、特定個人情報は、どういう項目が掲載されるのか、これが知りたい。書類だけこうなりますよというのではなく、教育委員会の事務に限らなくても構わないのですが、何が特定個人情報かという、それを説明していただきたい。これは国が決めることだから、それはもう受け入れるわけだけれども、もう少し具体的な説明がいただければと思っております。今ではなくてもいいのですが、それを何かの機会に項目について説明をしてください。

○教育調整課長 それでは、また別途個別の内容につきましては、御説明をしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○教育長 項目別に、様式のところに書き込んだ形のものがあるのでしょうか、例えば。1の内容というように。

○教育調整課長 例えば、教育委員会の表彰制度がありますが、その制度の個人情報の登録票には、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、所属、役職、功労の内容、教育委員

会の表彰歴といったものがございますが、これらの個人情報、マイナンバーと共に管理していないため、特定個人情報には当たらないといった、そういう記載になるものでございます。もう少し分かりやすいような形で別途何らかの機会に個別に御説明したいと思います。

○**羽原委員長** 国なり、都なりが、こういう項目ということを決めるのでしょうか。それとも自治体にゆだねられるのでしょうか。

○**教育調整課長** マイナンバーは、国が付番しますので、区もそのマイナンバーを使います。例えば、社会保障関係ですとか、医療費の関係ですとか、そういったやりとりをするようなものについては、マイナンバーを使いますが、そのやりとりに付随した個人情報は特定個人情報となります。先ほどご説明しました教育委員会内で表彰をするという場合は、マイナンバーを使うわけではありませんので、そういったものは特定個人情報には当たりません。

○**古笛委員** 多分、従来の個人情報保護法で言う個人情報という定義に当たるものがあって、それにマイナンバーが結び付くと特定個人情報と言われているので、自治体は、特定個人情報をつくるというのではなくて、個人情報に当たるかどうかということと、それにマイナンバーが結び付いているのか。マイナンバーは国のほうが結び付けてくるので、多分そここの整理ではないかと思います。

○**羽原委員長** とすれば、マイナンバー制度に伴って、こういうものが掲載されるというものは明らかになっているわけでしょう。

○**教育調整課長** 国がマイナンバーを付番して、管理をしていくことになりますが、国の事務、または区の補助事務ですとか、そういった事務のうちどの事務でマイナンバーを使用するのか検討をしている状況です。例えば、医療機関等の保険等のやりとりもどういった個人情報をマイナンバーと関連付けるのか、今後、決まってきます。また、住民基本台帳のデータについては、マイナンバーと住所などが結び付けられていきます。今後、マイナンバーは、法律で使用を決めるもの、また区の事務で使用されるということになります。詳細には、どの事務で使用していくのかがまだ決まっていないので、マイナンバーと結び付けられる項目については、これからということになってございます。そういった情報をきちんと管理をして、該当になるかならないかといったところをこの様式に伴って整備をしていくという位置づけになってございます。

○**羽原委員長** 管理というのは分かりますが、管理の内容が何であるかということが明示されない、それに伴って、マイナンバーを持つ個人が、これは知られたくないというようなことになるのかならないのか。管理者側は、これは必要だと言っても、必ずしもマイナンバー

の所有者、つまり個人の側については、何を捕捉されているのかが十分分かっていないと、行政上はやりやすいが、個人の側としては、こんなことまで知られているのかという疑問が持たれると思います。だから、こういう項目はどういうところで捕捉されるかということを示すことができるならしてほしいということを僕は言っているんです。今おっしゃったことは、個別の例としては分からないことはないですが、それはトータルではどうなっているのかということ、せめて教育委員会でマイナンバーに伴って捕捉される情報が何であるかは、できるだけ表明しておいてもらいたい。

○**教育調整課長** 教育委員会については、学校の成績などについては、マイナンバーと結び付けるものではありません。住所でマイナンバーを使った事務処理については関係性が考えられますが、その辺はまた教育委員会として、どういったものが該当するのか、しっかりお知らせしたいと思います。

また、補足説明になりますが、マイナンバーがどういったものに使われているのかといったところは、少し先になりますが、個人のページで見れる方向性で国は動いているということをつけ加えさせていただきます。

○**羽原委員長** つまり、僕が言いたいのは、マイナンバーの根本的に疑問を持っている人がいるわけですよ。反対論者がいるわけですよ。それからもう一つは、マイナンバーを知ろうとしない、つまり自分にとってマイナンバーはかかわりがない、あるいは知らないという人も相当数いて、また、届け出ないような人、必要と感ぜないような人も相当数います。これから具体的にマイナンバーが取り入れられて生活の周辺に置かれるようなことになると、何を捕捉され、それは自分で見に行き確認できますよというよりも、こういう項目は対象になるということを先に明示してくれたほうが親切であろうと。僕は、管理者側はこういう項目はこういうふうには捕捉されますよということは、聞きに行けば、手続すれば見せますよという問題の前に、ある程度こういうものは捕捉されるということを、行政側はしっかり示しておいたほうがいいのかという趣旨です。

○**教育調整課長** 委員長の御指摘のような形で、また御説明を別途行いたいと思います。よろしくお願いたします。

○**羽原委員長** 僕が疑っているのではないですよ。大勢としてそういう反対論があり、未知の人がいるという中で、行政側がどれだけ親切に対応するかという、そのことを申し上げている。僕は特に反対論者という意味で申し上げたわけではありません。

○**菊池委員** これは、特定個人情報というのは、教育委員会はこの項目というのではなく、

一元化されているわけですね。その中で、教育委員会とどうつながっていくかというのは、それは多分アナザーストリーですよ。

○**教育長** 先ほど、個人情報のお話が出ましたが、個人情報の定義は変わりません。名前などの個人情報がマイナンバーと結び付いたら特定個人情報になりますし、そうでなければ普通の個人情報という取扱いになります。

○**菊池委員** 教育委員会における責任者は教育委員会にあると書いてありますよね。その責任を負うのは。ということは、教育委員会にかかわるマイナンバーとつながっている特定個人情報以外は、教育委員会は別に関知しないということですよ。

○**教育長** 教育委員会も個人情報は、個人情報としての取扱いをしますし、特定個人情報は特定個人情報としての取扱いをする必要があります。

○**羽原委員長** 何か分かりづらいですね。

○**古笛委員** 今、実例がないのでイメージするしかないのですが、多分マイナンバーを通じて全部つながっていくと、それが特定個人情報となりますが、マイナンバーを使わずにアクセスすると、それは個人情報という、こんな感じです。

○**羽原委員長** 現行法での個人情報は性別と住所と氏名と生年月日の4項目ぐらいでしょう。

○**古笛委員** と限らないです。本人が特定できれば、それは個人情報です。センシティブ情報と個人情報はまた違うので。

○**松尾委員** 図書館のどの本を借りているかも個人情報なんですか。

○**古笛委員** 個人情報です。

○**松尾委員** 本人を特定するので個人情報。

○**羽原委員長** 特定個人情報というのは、今度のマイナンバー法に基づくもの。だからこれから決まるものですよ。個人情報という言葉が、法律で裏打ちされているような個人情報であるのか、学校が運用上持っている個人情報か、同じ個人情報でもいろいろあるわけですよ。だから、このマイナンバーに伴う行政的な必要に基づく特定個人情報のものについては、こういう項目が対象になるということははっきりしておいたほうがいい。学校が持つような、個別の個人情報というのは、マイナンバー法とは別だから、それはそれでいいと思います。従来どおり持つものは持っているわけだから、ただ、マイナンバー法によって、対象になるものについては、明示しておくべきだと僕は思う。

○**教育調整課長** では、その点、別途、教育委員会にかかわる特定個人情報の部分については、また御説明いたしたいと思っております。

○松尾委員 この様式ですが、例えば業務登録票、記録票などについては、役所の内部の資料と思われるので、そこに特定個人情報の有無であるとか、いったことはそういった法律に基づいた判断で記入可能だと思いますが、後ろの開示請求書とか委任状とかにも、個人情報の有無とか、特定個人情報有の場合は具体的な内容とか記入する欄があります。これは役所の人ではなくて請求する方が記入されることになると思いますが、ただいまの説明だと、特定個人情報なのかどうなのかわからないので、これは記入できないような気がします、いかがでしょうか。

○教育調整課長 通常の個人情報の開示請求につきましては、それほど多くはありませんが、通常、窓口に来られて、どういった自分の情報があるのかといったところを、相談しながら、受け付けながら回答して書いていただくような形になってございます。ですので、この場合は委任状ですので、書く人は来られないと思いますので、その委任を受ける方が御相談に一度来るのかなと考えられると思ってございます。

○松尾委員 例えば、第11号様式であれば、自己情報開示請求書、第12号様式であれば、自己情報訂正請求書などもありますので、委任状だけではないですが、いずれにしても、ただいまの答えのように窓口で相談しながら記入するということですね。
わかりました。

○羽原委員長 ほかに御質問、御意見ございませんか。

[発言する者なし]

○羽原委員長 第39号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 これは補足説明があるという前提で決定いたします。

第39号議案は原案のとおり決定いたします。

次に、第40号議案を議題といたします。

第40号議案について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○松尾委員 新宿区立図書館基本方針（改定）（素案）ということで、より図書館を充実していくという方向で、さまざまな取り組みが書かれております。大変意欲的だと思いますけれども、一方で、図書館のサービスをしっかり維持していくための基本的な、必ずしなければならないことというものもあるように感じております。

例えば、図書館を静謐に保つ、読書環境を静謐に保つということも非常に重要なサービスであろうかと思えます。それから、また、そこで働く人々とうまく機能を維持していくとい

う、一緒になってうまく機能していくということ、つまり場合によっては人を育成していく、将来に向けて人を育成していく。それから、これから蔵書が増えていった場合は保管スペースをどのように確保していくか、それから残念ながら盗難等がございますので、盗難をいかに防いで区民の共有財産を守っていくか。そういったことも幾つか今考えつく限り述べましたけれども、やはり図書館をしっかりと末永く維持していくために考えておかなければならない基本的なことというのがあるように思いました。それは基本方針の中に、この中に盛り込んでいくのはなかなか難しいのかもしれませんが、そういった部分について、決して忘れることなくしっかり取り組んでいってほしいと感じました。

○中央図書館長 大変ありがとうございます。それらの点につきましては、事細かな記載は確かにございませんが、こちらの素案の10ページの6番目の柱に、図書館環境の整備というところ、また、11ページになりますけれども、運営体制の充実でありますとか、利用満足度の高い図書館、それから人材の育成、それから利用しやすい利用者の快適な環境づくりと、こういったようなところで図書館としての基礎基本のところをしっかりと行った上で、サービスの充実があるという認識で取り組んでいきたいと考えてございます。

○松尾委員 わかりました。

○菊池委員 1つは、13ページの、これ誤植だと思いますが、方針1の「分類排列」という、収集、分類排列、これは誤植ですよ。これでいいのですか。

○中央図書館長 図書館の用語で、これは私も最初は違うのかなと思いましたが、このような字を書くのが正式な書き方です。

○菊池委員 ありがとうございます。

もう一つですけれども、その同じページの方針2の区民を支える図書館というところで、段落2ぐらいで、こうしたサービスを中心にした課題解決への支援について云々で、として特に強調し、その下に、地域の知の拠点と分かりやすい情報収集と発信と位置づけていますというのは、これ何か地域の知の拠点という文字が、一番大命題の最初の理念というか、区民にやさしい知の拠点というのが図書館の、使命のところですか。同じページの区民にやさしい知の拠点という、一番大きなところにあるべき表現が、また小さな項目の下に、その下に地域の知の拠点と書いてあると、何か分かりにくくならないかなと、書き方の問題ですけれども、いかがでしょうか。

○中央図書館長 これは、16ページをごらんいただきたいと存じます。

それで、ここの13ページからは、現行の基本方針と改定基本方針との、現行基本方針はこ

う書いてありますけれども、改定基本方針はこうですという、そういう解説をしてある章でございます。ここにありますように現行基本方針で地域や区民にとって役立つ図書館の下に、従来からの図書館サービスというのと、これからの図書館サービスという二本立てになっていまして、その下に、地域の知の拠点と分かりやすい情報収集と発信となっています。現行の基本方針は特に使命という形での触れ込みというのがなかったものですから、新しくトップのほうに「区民にやさしい知の拠点」という使命を設けまして、区民に支える図書館として現行基本方針をもう一度再構成して、発展させていきますといったところを記載した次第でございます。

○菊池委員 わかりました。確かにそう書いてありますね。読み方が足りなかったですね。よく分かりました。

○松尾委員 質問ですが、現行基本方針で「IT」と言っていたところが、改定素案では「ICT」に変わっておりますけれども、意味合いとしては、information technologyに加えてcommunicationが入ってICTというわけですが、この基本方針の中でコミュニケーションが加わった部分というのは、具体的にどういう部分を指しているのでしょうか。

○中央図書館長 こちらは、現行基本方針でITと言っていることで、強調されていたのはICTタグでありますとか、それからICゲートでありますとか、自動貸出機といったような、そういった通信技術、情報技術での整備ということです。今回は、これは新中央図書館基本計画でもICTという形で来ていまして、コミュニケーションといった部分では、Web上での予約ができたり、そういったシステムもコミュニケーションという要素がありますので、全部ICTという形で統一させていただきました。そういった概念の中で、図書館の環境整備をしていこうというように整理させていただいているところでございます。

○松尾委員 分かりました。

○羽原委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第40号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 第40号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第41号議案を議題といたします。

第41号議案について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○松尾委員 この推進計画（素案）の15ページの一番下のところに、子育てメッセと区立図書館事業の周知とありますが、この新宿区子育てメッセというのは、私がざっと見た限り説明

が見当たりませんでした。どこかにあるのかもしれませんが、具体的に唐突に出てきている感じがしまして、どういうものであるか、御説明いただけると助かります。

○次長 子育てメッセ自体は、子ども家庭部で所管をしている事業でございます。今年は、コズミックセンターの2階の第二体育館のステージを使って、例えば歌を歌うイベントがあったりですとか、あとは子育てに関する情報の交換のようなスペースがあったりします。民間の企業で大体30から35ぐらいの事業所の方に来ていただいて、盛り上がるイベントという部分で認識しております。私どもの家庭教育支援として、PTAのほうもそちらのほうで周知活動を行っているという事業でございます。その中で、絵本で触れ合う子育て支援という部分の周知をこれから図っていこうという形で今考えているところでございます。

○松尾委員 そうしますと、これは、教育委員会とは別に、子ども家庭部が所管しているものですので、可能性としては、例えば、これが何年かしたらまた違う形のものに変わっていく可能性はあるわけですね。形式的なことではありますけれども、平成28年から平成31年度までの教育委員会の計画の中で、他の部局に形式的に依存するようなことが書かれているというのは、少し不思議な感じがします。

○中央図書館長 こちらの子ども読書活動推進計画は、策定委員会というものをつくりまして、庁内組織として従来から子ども家庭部と非常にタイアップした形で策定してきております。とりわけ、こちらの、例えば13ページから14ページをごらんいただきますと、家庭、地域、これも子ども家庭部も、その名称からしても、家庭に関する事業などもいろいろ扱っています。子ども図書館、地域図書館、それから次のページの学校は教育委員会ですが、例えば保育園でありますとか、子ども園でありますとか、それから子ども総合センター、男女共同参画推進センター、こういったところも子ども家庭部の所管している施設群でございます。こういうところも一体的に子どもという切り口で読書活動を進めていこうということで作られてございます。そういうところで、先ほどの子育てメッセの事業名称が変更になるとか、そういった場合がありましたならば、ローリングするような形で、適切にまた修正していくというような、そういうようなこととなります。

○羽原委員長 ほかに御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

第41号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 第41号議案は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告 2 その他

- 羽原委員長 次に、報告 2、その他ですが、事務局から報告事項がございますか。
- 教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

- 羽原委員長 それでは、以上で、本日の教育委員会を閉会いたします。
- ありがとうございました。

午後 4時25分閉会